

指摘事項の有無を確認するためのチェック表(取りまとめ)

認定項目	①地域拠点
------	-------

中項目	認定を判断する項目	check (質問等)	自由民主 党浜松	公明党	市民クラブ	創造浜松	日本共産 党浜松市 議団
区役所	位置(配置・数)	■あり □なし	■				■
	名称(再編後)	□あり □なし					
	組織(構成)	■あり □なし	■				■
	業務(範囲・内容)	■あり □なし	■				■
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■				■
	予算のあり方	■あり □なし	■		■	■	■
	区長の権限	■あり □なし	■	■	■	■	■
	職員(数・削減額)	■あり □なし	■				■
	施設(数・削減額)	■あり □なし					■
	施設・設備の維持管理(削減額)	■あり □なし	■				■
	メリットの増	■あり □なし	■	■			■
	現行課題への対応	■あり □なし	■	■			■
	行政セン ター	位置(配置・数)	■あり □なし	■			
名称(再編後)		□あり □なし					
組織(構成)		■あり □なし	■				■
業務(範囲・内容)		■あり □なし	■				■
職員(人数・質・量)		■あり □なし	■				■
予算のあり方		■あり □なし	■		■		■
区長の権限		■あり □なし	■		■		■
職員(数・削減額)		■あり □なし	■				■
施設(数・削減額)		■あり □なし	■				■
施設・設備の維持管理(削減額)		■あり □なし	■				■
メリットの増		■あり □なし	■				■
現行課題への対応		■あり □なし	■				■
支所		位置(配置・数)	■あり □なし				
	名称(再編後)	■あり □なし				■	
	組織(構成)	■あり □なし					■
	業務(範囲・内容)	■あり □なし	■				■
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■				■
	予算のあり方	■あり □なし	■		■		■
	区長の権限	■あり □なし	■		■		■
	職員(数・削減額)	■あり □なし	■				■
	施設(数・削減額)	■あり □なし	■				■
	施設・設備の維持管理(削減額)	■あり □なし	■				■
	メリットの増	■あり □なし	■				■
	現行課題への対応	■あり □なし	■				■
	協働セン ター	位置(配置・数)	■あり □なし	■	■		
名称(再編後)		■あり □なし	■				
組織(構成)		■あり □なし	■				
業務(範囲・内容)		■あり □なし	■	■			
職員(人数・質・量)		■あり □なし	■	■			
予算のあり方		■あり □なし	■		■		
区長の権限		■あり □なし	■		■		
職員(数・削減額)		□あり □なし					
施設(数・削減額)		□あり □なし					
施設・設備の維持管理(削減額)		□あり □なし					
メリットの増		■あり □なし	■	■		■	
現行課題への対応		■あり □なし	■	■			

指摘事項の有無を確認するためのチェック表(取りまとめ)

認定項目	①地域拠点
------	-------

中項目	認定を判断する項目	check (質問等)	自由民主 党浜松	公明党	市民クラブ	創造浜松	日本共産 党浜松市 議団
市民サービス センター	位置(配置・数)	■あり □なし		■			
	名称(再編後)	■あり □なし	■	■			
	組織(構成)	□あり □なし					
	業務(範囲・内容)	■あり □なし	■				
	職員(人数・質・量)	■あり □なし	■	■			
	予算のあり方	■あり □なし	■			■	
	区長の権限	■あり □なし				■	
	職員(数・削減額)	□あり □なし					
	施設(数・削減額)	□あり □なし					
	施設・設備の維持管理(削減額)	□あり □なし					
	メリットの増	■あり □なし			■		
	現行課題への対応	■あり □なし			■		
	地域拠点の 削減効果	位置(配置・数)	■あり □なし		■		
名称(再編後)		■あり □なし		■			
組織(構成)		□あり □なし					
業務(範囲・内容)		□あり □なし					
職員(人数・質・量)		■あり □なし			■		
予算のあり方		■あり □なし				■	
区長の権限		■あり □なし			■	■	
職員(数・削減額)		□あり □なし					
施設(数・削減額)		□あり □なし					
施設・設備の維持管理(削減額)		□あり □なし					
メリットの増		□あり □なし					
現行課題への対応		□あり □なし					

項目数: 72 30 17 12 4 33

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
1	6/16 別紙7	区役所	位置 (配置・数)	<ul style="list-style-type: none"> 位置は、人口要件に加え、地理的バランス・交通アクセス・都市計画区域区分(市街化区域)・防災体制も考慮すべき ※3区案及び4区案 行政組織全体のDX推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第4条に規定する事務所の位置(総合的要素を加味) DX対応が推進すれば区役所の位置は不問 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所の位置は、たたき台6案の比較検討のため、人口と既存施設を活用する観点から示したものである。 特別委員会における委員間討議にて新たに統一的な基準を設けるなどのう え、決定していただきたいと考えている。 	区再編推進事業本部	自民党
2		区役所	組織 (構成)	<ul style="list-style-type: none"> 再編後の全体組織体制が不明確 ※本庁と区再編後との関係 	<ul style="list-style-type: none"> 区再編後の業務相関図が不明瞭(雑駁)、組織指揮命令等の可視化 		総務部	自民党
3	6/30 別紙1	区役所	業務 (範囲・内容)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域づくりや地域固有の課題解決のための行政体制の構築 本庁業務と区役所業務の基本方針と業務関係の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり等の業務体制全体像の明確化必要 指揮命令及び教育分野が不明確 		市民部	自民党
4		区役所	業務 (範囲・内容) 区長の権限	<ul style="list-style-type: none"> 福祉と保健は、縦割りの事業とせず、現行どおりに区役所の市民サービス業務として、地域密着性をより強くすべきではないか。 本庁と区役所の関係は、本庁による総括と調整ではなく、都市内分権の再構築を図り、区長の権限を強化し、特に天竜区は「総合区」などとし、区単位の都市計画や地域づくり計画に基づく区の事業と予算が確保できるようにできないか。 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉と保健は、本庁組織とし、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化されることで、サービスの提供水準の均質化を図るなどの効果を期待し本庁組織とするが、引き続き、市民に身近な区役所等に組織を設置することで市民サービスは維持していく。 本庁の部局長と同様の権限に加え、主任以下の職員配置の権限を有する現在の区長の権限は変更しない。なお、天竜区単独の場合は、天竜区役所に市内全ての区に関することを専任で所管する副市長を配置する。 再編後も地域力向上事業など区役所費に係るものは区長の権限で予算要求する。区役所費以外で所管区域に関わる案件は必要に応じて本庁部局長と調整する。 	総務部 健康福祉部 区再編推進事業本部	共産党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
5	6/30 別紙1	区役所	職員(人数・ 質・量)	・正規職員・再任用職員・会計年度職員・非常勤職員の役割が不明確 ・本庁職員数と区役所職員数の比較 ・コミュニティ担当職員とエリアマネージャーの配置	・職員の質的確保		総務部 市民部	自民党
6		区役所	予算のあり方	・行政センター長は地域の迅速な対応を図るため「予算の編成及び執行」に関して権限の拡充が必要 ・本庁と区役所の予算編成関係の明確化		・再編後も地域力向上事業など区役所費に係るものは、区役所の課相当の優先組織として行政センターで必要経費をとりまとめ、最終的に区長の権限で予算要求する。区役所費以外で所管区域に関わる案件は、必要に応じて区長を通じ、本庁部局長と調整する。	区再編推進事業本部	自民党
7		区役所	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・再編後も地域力向上事業など区役所費に係るものは区長の権限で予算要求する。区役所費以外で所管区域に関わる案件は必要に応じて本庁部局長と調整する。	区再編推進事業本部	市民クラブ
8		区役所	予算のあり方 区長の権限	区の予算のあり方について資料が出ていない。6月16日資料別紙5の天竜区についての地域の特性に応じた地域政策推進体制の強化など、再編による予算のあり方については、現在の7区へのバランスとどう変わるか？	予算あり方により区長の権限は大きく影響を受ける。よって当該2項目については、今後再編案がより絞られた際に改めて協議すべきである。	・No.7に同じ	区再編推進事業本部	創造浜松
9		区役所	区長の権限	現行の「浜松市区における総合行政推進に関する規則」の継続と遵守	区再編後の区制運営においても、引き続き同規則に定める区に関する規定が重要	規定の継続と遵守をしていく。	市民部	自民党
10		区役所	区長の権限	明確な当局提案がない。		・本庁の部局長と同様の権限に加え、主任以下の職員配置の権限を有する現在の区長の権限は変更しない。なお、天竜区単独の場合は、天竜区役所に市内全ての区に関することを専任で所管する副市長を配置する。	区再編推進事業本部	市民クラブ

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
11		区役所	区長の権限	天竜区には担当副市長が配置されるとのことだが、区長との兼任はできないので、総合区と総合区長の役割の詳細と仕組みを具体的に資料で示してほしい。		<ul style="list-style-type: none"> ・総合区の制度は平成26年の自治法の改正で規定され、平成28年4月1日に施行された。 ・いわゆる行政区の区長は職員から任命される一般職であるが、総合区長は市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職であり、自治法に基づく権限として職員任命権と予算意見具申権を有する。 ・制度の詳細は総務省のホームページ掲載資料のとおり（別紙配付） 	区再編推進事業本部 企画調整部	公明党
12		区役所	施設・設備維持管理（削減額）	施設増減と削減効果額の明示	区再編の最も重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、現在の施設数を維持することを前提としているため、増減額は生じないものとして整理している。 	区再編推進事業本部	自民党
13		区役所	メリットの増	現行区と再編後の各区を比較した場合のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットについて市民への明確な説明に必要 ・職員削減に伴う効果的で具体的な組織体制の可視化 	6月16日の別紙2（職員数の試算の考え方）のとおりであるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の減などによる職員数の削減による人件費の削減効果が見込まれ、その削減を市民サービスの向上に充当することが可能となる。 ・具体的には、全協働センター・ふれあいセンターへ正規職員の1名の増員を行うこととし、コミュニティ支援に力を入れていく。 	総務部 市民部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
14		区役所	メリットの増	何がメリットの増になるか説明資料の提示が欲しい。		・地方自治法により設置が義務付けられている区や区役所は、組織や業務が固定化するため、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズに合わせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できるしくみを構築し、持続可能な行財政運営を行う。 あわせて、地域の課題を地域で解決していく仕組みを再構築し、住民自治の強化につなげる。	区再編推進事業本部	公明党
15		区役所	現行課題への対応	現行区における課題明示と再編後における各区課題解決の明示			区再編推進事業本部	自民党
16		区役所	現行課題への対応	現行の課題は何か。資料を提示して教えて欲しい。			区再編推進事業本部	公明党
17	6/16別紙8	区役所・行政センター・協働センター	組織（構成）	区役所でなくなったところの行政センターと、協働センターの連絡、裁量、権限はどうなるか？ 地域づくりの拠点たる協働センターへの指示については、誰がどのような権限で判断し、指示するのかを確認する。	協働センターでの地域の案件が、行政センターを通すことによって、区役所、本庁にあげる階層が増えることで、デメリットとならない体制を整備する必要あり。	行政センターは区役所の課と同列の組織であり、区長→副区長→行政センター所長→協働センター所長という指示命令系統となる。協働センターへの指示はそれぞれの職制に応じ、専決規程等で定められた権限のもと、原則としてこの指示命令系統により行われることとなる。 ※6月16日別紙8参照	総務部	自民党
18	6/16別紙6	区役所・行政センター・協働センター	組織（構成）	コミュニティ担当職員とエリアマネージャーの配置は、どうなるか？	再編による協働センター機能の強化の内容と、指示・管理・監督・決裁権限などを明確化する必要あり。	・区・行政センターに各1名エリアマネージャーを配置し、協働センターにはコミュニティ担当職員を2名配置する。このほか、区、行政センター、支所に必要に応じコミュニティ担当職員を配置する。いずれも区長が指名し、市長が任命する。	市民部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
19		区役所・行政センター・支所	業務(範囲・内容)	<ul style="list-style-type: none"> 区役所の位置を一律に人口の多い方の区役所の位置とするのは地理的条件や交通条件からして合理的ではなく、市民サービスの後退になるのではないかと。 市役所と同居している中区役所は独立すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> 区役所の位置は、たたき台6案の比較検討のため、人口と既存施設を活用する観点から示したものである。 特別委員会における委員間討議にて新たに統一的な基準を設けるなどのうえ、決定していただきたいと考えている。 6月30日の特別委員会において、新たな施設は作らないことが決定されたことから、中区役所の独立については検討していない。 	区再編推進事業本部	共産党
20	6/30別紙1	区役所・行政センター・協働センター	職員(人数・質・量)の増	正規職員と再任用職員、会計年度任用職員が担う業務の違いは何か。非正規職員雇用の目的は何か。協働センター職員の増強の実態、正規化による地域のメリットを明確化する必要あり。	地域多様、固有な課題解消や新たな地域づくりに相応する行政体制構築と職員の質力は必須と考える。市民への説明には、協働センターの機能拡充や地域運営のサポートへの説明は必須。		総務部 市民部	自民党
21	6/30別紙1	区役所・行政センター・支所	職員(人数・質・量)	正規職員と再任用職員、会計年度任用職員が担う業務の違いは何か。非正規職員の雇用の目的は何か。	地域多様、固有な課題解消や新たな地域づくりに相応する行政体制構築と職員の質力は必須と考える。		総務部	自民党
22		区役所・行政センター・支所	職員(人数・質・量)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所の職員594人が2区案No.2では▲25人の569人に、4区案No.11では▲14人となる。また、2区案No.2では4行政センターで各20人ずつ削減される。広大な地域に分散居住している市民へのサービスが行き渡らなくなるのではないかと。 		職員の削減は、組織再編による管理職分や、バックヤード事務などの集約効果によるものであり、窓口に係る職員は削減しないため、市民サービスが低下することはないと考える。 ※6月16日別紙2参照	総務部	共産党
23	6/16別紙8	行政センター	組織(構成)	区役所でなくなったところの行政センターと、協働センターの連絡、裁量、権限はどうなるか？地域づくりの拠点たる協働センターへの指示については、誰がどのような権限で判断し、指示するのかを確認する。	協働センターでの地域の案件が、行政センターを通すことによって、区役所、本庁にあげる階層が増えることで、デメリットがないか？	・No.17に同じ	総務部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
24	6/16 別紙1	行政センター	業務(範囲・ 内容)	区役所と行政センターの違いの明示 区役所と行政センターとの業務判断基準 の明示		<ul style="list-style-type: none"> 区役所も行政センターも市民窓口としては同じサービスを提供するが、区役所では行政センター業務の統括も実施する。 行政センター長は、区役所における課長と同等の役職。 ※No.17に同じ。	総務部	自民党
25	5/31 基本的 考え方	行政センター	業務(範囲・ 内容)	6/16別紙1では、区役所と行政センターでは選挙以外に取り扱い業務に違いは無いが、5/31基本的な考え方では、行政センターでは住民投票で説明した行政センターで取り扱うサービスとなっている。区役所でしかできない業務内容と年間取り扱い数は？	取り扱わなくなる業務を改めて確認したい。	6/16に示したとおり、再編後の行政センターで取り扱うことができないとしていた業務について精査を進めた結果、全て再編後の行政センターで行うことができる見込みである。	市民部	自民党
26	6/16 別紙2	行政センター	業務(範囲・ 内容)	行政センター長の役職		区役所における課長と同等の役職。 ※No.17に同じ。	総務部	自民党
27		行政センター	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・No.6に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
28		行政センター	予算のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 行政センターの予算要求、権限について 地域力向上事業、区民活動、文化振興事業。区課題解決事業 地域バス、空家、公共施設管理業務などの体制 		<ul style="list-style-type: none"> 再編後も地域力向上事業など区役所費に係るものは、区役所の課相当の出先組織として行政センターで必要経費をとりまとめ、最終的に区長の権限で予算要求する。区役所費以外で所管区域に関わる案件は、必要に応じて区長を通じ、本庁部局長と調整する。 	市民部	自民党
29		行政センター	区長の権限	明確な当局提案がない。		・No.10に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
30		行政センター	メリットの増	メリットの増があれば明示が必要	反対するものではないが市民に説明するには必要であると考えため。	・行政センターにおいて区役所と同等のサービスを提供することとしている。今後、この前提に基づき、区割り案の絞り込みに合わせ、具体的な内容を整理していく。	区再編推進事業本部	自民党
31	6/16別紙5	支所	名称(再編後)	支所への名称変更の必要性和、要するコストについて。バス停や道路看板等も含めて。	費用対コストに対する市民理解を考えると、不必要と考えるため。	・現在、「協働センター」という同一の名称で「第1種」と「第2種」があり、取り扱う業務が異なることから、機能が分かりにくいという指摘があったため、支所への名称変更を提案するもの。 ・バス停の名称変更に係るコストの試算は行っていない。(施設の看板書き換え費用は@200万円×7か所)	市民部 区再編推進事業本部	創造浜松
32	6/16, 30別紙1	支所	業務(範囲・内容)	・正規職員と再任用職員、会計年度任用職員が担う業務の違い。 ・非正規職員雇用の目的。	地域多様、固有な課題解消や新たな地域づくりに相応する行政体制構築と職員の質力が必須。		総務部	自民党
33	6/16, 30別紙1	支所	業務(範囲・内容)	・範囲・内容よりも権限と財源強化が必要。	ワンストップにするため必要。	先に示された「市民サービスは低下させない」の前提条件に基づき、現在の第1種協働センターの業務内容は全て支所が引き続き行っていく。	市民部	自民党
34	6/16, 30別紙1	支所	職員(人数・質・量)	・正規職員と再任用職員、会計年度任用職員が担う業務の違い。 ・非正規職員雇用の目的。	地域多様、固有な課題解消や新たな地域づくりに相応する行政体制構築と職員の質力が必須。		総務部	自民党
35		支所	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・No.7に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
36		支所	区長の権限	明確な当局提案がない。		・No.10に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
37	6/16, 30別紙1	支所	メリットの増	・メリットの増があれば明示が必要。	反対するものではないが、市民に説明するには必要。	・協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、現在の第1種協働センターの業務を引き続き提供することとしている。	区再編推進事業本部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
38	6/16, 30 別紙1	支所	現行課題への 対応	ワンストップ業務範囲の拡大が必要。	市民サービスを良くするためには地域を良く知っている職員が判断することにより、市民からより信頼される行政となる。		市民部	自民党
39		協働センター	位置（配置・ 数）	統廃合や新設も含めて地域範囲を考慮した位置図が資料提供できるか。		令和2年6月18日特別委員会「資料7」を参照。	市民部	公明党
40	5/31 基本的 考え方 及び資料	協働センター	位置（配置・ 数） 施設・設備の 維持管理（削 減額）	北浜南部協働センターの所管地域が偏在している。合併後に新設の計画があったが、実現していない。 協働センターを地域自治の拠点にするのであれば、積極的に新設、見直し改善も検討すべき。	市民サービスの在り方、効率化や削減など再配置が必要である。 協働センターのない地域、機能不完全の協働センターや市民サービスセンターの回収や機能補完を確約する必要あり。	<ul style="list-style-type: none"> 再編に向けては、市民サービスを低下させず、かつスケジュールどおり進めるため、現状の機能を維持することを優先し、今後に向けては再編後に不断の見直しを行っていく。 区再編案の区協議会の2層目において、地域づくり拠点のあり方などを地域で議論し、集約された意見や要望を踏まえて検討していく。 	市民部	自民党
41	5/31基 本的考 え方及 び資料	協働センター	名称（再編 後） 組織（構成）	天竜区の「ふれあいセンター」と「協働センター」にあえて名称変更しなくても良い。	天竜区役所と4つの第1種協働センターと、8ヶ所のふれあいセンターについて、地域性、距離感など考慮して役割分担していくことが大切。 特にふれあいセンターは、8ヶ所の内7ヶ所で103業務を取り扱う市民サービスセンター機能を持っているが、規模が異なり、旧浜松の第2種協働センターと同じ名称で取り扱うと誤解を招く。今後は過疎対策や地域自治組織の運営など、特別な要請が加わる可能性あり。	当初ふれあいセンターは協働センターから地域づくり機能を除いたものとして設置され、コミュニティ担当職員も配置されていなかったが、その後の経緯により協働センターと同等の機能に引き上げられたことから、今回名称を協働センターに統一する案を示した。今後も地域性に考慮した運営をしていく。	市民部	自民党
42	資料なし	協働センター	組織（構成）	協働センター同士の地域連携の枠組みをどうするか？協議会と併せて確認する必要あり。		コミュニティ担当職員会議や協働センター所長会議、エリアマネージャー会議など、現行区内の協働センター同士の枠組みを、再編後の行政センター単位でも生かしていく。	市民部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
43	5/31 基本的 考え方 及び資 料	協働セン ター	業務（範囲・ 内容）	第2種協働センターの市民サービスセン ター業務17業務は103業務を取り扱うよ うに統一すべき。	所管人口とサービス内容がアンバラ ンス。		市民部	自民党
44	資料な し	協働セン ター	業務（範囲・ 内容）	住民の身近な区役所が行政センターに変 更する場合、地域によっては、第2種の 業務内容について現行ではなく、見直し 検討が必要。	協働センター機能に期待する尺度 は、地域によって違う。		市民部	自民党
45	資料な し	協働セン ター	業務（範囲・ 内容）メリッ ト増	協働センターの地域規模に応じた小規模 予算を確保、令達する。	地域運営に関する業務、権限、裁量 と地域のみなさんとの連携体制を確 立していく必要がある。	地域力向上事業の協働センターを核と した地域課題解決事業を実施してい る。	市民部	自民党
46	6/16別 紙6	協働セン ター	業務（範囲・ 内容）メリッ ト増	コミュニティ担当職員の業務内容につい て、④の地域づくりと併せて明確化す る。	地域運営に関する業務、権限、裁量 と地域のみなさんとの連携体制を確 立していく必要がある。	地域課題は画一的にあるものではない ため業務内容は様々である。コミュニ ティ担当職員会議において、優良事例 の共有化を図ったり、職員研修を通じ て、コミュニティ担当業務を充実させ ている。	市民部	自民党
47		協働セン ター	業務（範囲・ 内容）	協働センターに相談業務を入れるべきで はないか。	特に高齢者の身近な相談場所とな り、地域や包括との連携の橋渡しを する。今後デジタル化の拠点とし て、サポートできる場にもなってい く。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって一番身近な行政窓 口となる協働センターには地域住民か ら幅広い相談が寄せられることから、 コミュニティ担当職員を増員し、相談 をしっかりと聞き、適切な部署へつな げる、地域と行政のパイプ役を担う。 ・高齢分野については、地域包括セン ターなどの地域単位の専門組織があ る。 ・従来どおり、コミュニティ担当職員 が地域と行政（本庁や区役所）のパイ プ役となり、相談があった場合は専門 組織へ繋いでいく。 	市民部	公明党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
48		協働センター	業務（範囲・内容）	コミ担を一人増やしてまちづくりを充実していくとのことだが、ICTなどで相談窓口ができる可能性はないか。		・相談窓口として、協働センターにブースを設けて、区役所や行政センターをパソコンやタブレットで繋ぐことなどが想定されるが、区再編内定後に具体的に検討。	市民部	公明党
49	資料なし	協働センター	職員（人数・質・量）	DXを推進し、協働センターへの職員配置を増員することを検討すべき。	SDGsや働き方改革、地域運営の強化という点で、職住近接を目指し、所属部署ではなく、協働センターにデスクを置くことを検討。	サテライトオフィスの実施場所の一つとして今後検討をしていく。	総務部	自民党
50		協働センター	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・No.7に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
51		協働センター	区長の権限	明確な当局提案がない。		・No.10に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
52	5/31資料2 6/30別紙1	協働センター	職員（数・削減額）	旧ふれあいセンターの職員配置について、5/31利用では正規職員8人増と再任用職員8人減となっているが、6/30別紙1では反映されていない。		6月30日別紙1は、委員からの資料要求に基づき、令和2年4月1日現在の正規職員数を基に算出した職員数であるため、正規職員の増については反映されていないが、正規職員が増員された分、再任用職員（もしくは会計年度任用職員）を減員するため、職員総数は変更しないが、正規職員を配置することで市民サービスの向上をめざすものである。	総務部	自民党
53	資料なし	協働センター	施設・設備の維持管理	窓口業務のDX整備目標と、実現障壁について、実施計画を明確化する。	オンライン対応ができれば、区役所、行政センター、協働センターの窓口業務に違いがなくなるため。	再編に向けては、市民サービスを低下させず、かつスケジュールどおり進めるため、現状の機能を維持することを優先し、今後に向けては再編内定後に具体的に検討。	市民部	自民党

①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
54		協働センター	メリットの増	区再編の効果、メリット・デメリットについてで、協働センターの機能強化で、増員される職員の具体的な業務は何か？	コミュニティ担当職員の増加によるメリットが明確でない。現在の人員では不足しているのか？	・協働センターにコミュニティ担当の正規職員を1人増員し、これまで以上にコミュニティ支援に軸足を置いて、地域の声を広く拾い上げる。また、人事異動による職員の入れ替えがあっても、コミュニティ支援の継続性を確保できる。	市民部	創造浜松
55		市民サービスセンター	位置（配置・数）	市民サービス窓口の位置の見直しについての考えについて	隣接する市民サービス窓口まで自動車で10分もかからないため見直す必要があると考えるが、その考えはどうか伺う。	再編の条件として「市民サービスは低下させない」が示されているため、SCについても現行どおりの配置とするが、将来的には取扱件数や地域のニーズを把握する中で不断の見直しを行っていく。	市民部	自民党
56		市民サービスセンター	位置（配置・数）	地域範囲が広い狭いなどなるだけ平均的な個所に協働センターが配置されないか。業務改善で統廃合や単独のセンターは見直しできないか。		・区の再編はサービスの低下を招かないことが前提条件であり、現状の施設はそのまま活用していく。また、区役所については、新たな建設は行わないとの結論付けており、サービスセンターにおいても基本的にはハード整備の考え方は踏襲される。 ・施設の統廃合は、区再編後の段階での議論。	市民部	公明党
57		市民サービスセンター	位置	市民サービスセンターと協働センターの統廃可能な個所はないのか。		・施設の統廃合は、区再編後の段階での議論。	市民部	公明党
58		市民サービスセンター	職員（人数・質・量）	職員の増減、配置案は示されているが、その正規職員、会計年度任用、再任用の職員配置の考えについて	地域多様、固有の課題解消や新たな地域づくりに相応する行政体制構築と職員の質力は必置条件である。当局の考えを伺う。	・協働センターとサービスセンターの役割は明確に切り分けられている。 ・サービスセンター（SC）は課題解決や地域づくりに関する業務は行わない。 ・正規職員、会計年度任用、再任用の職員配置については、5月31日の資料2のとおり。	市民部	自民党

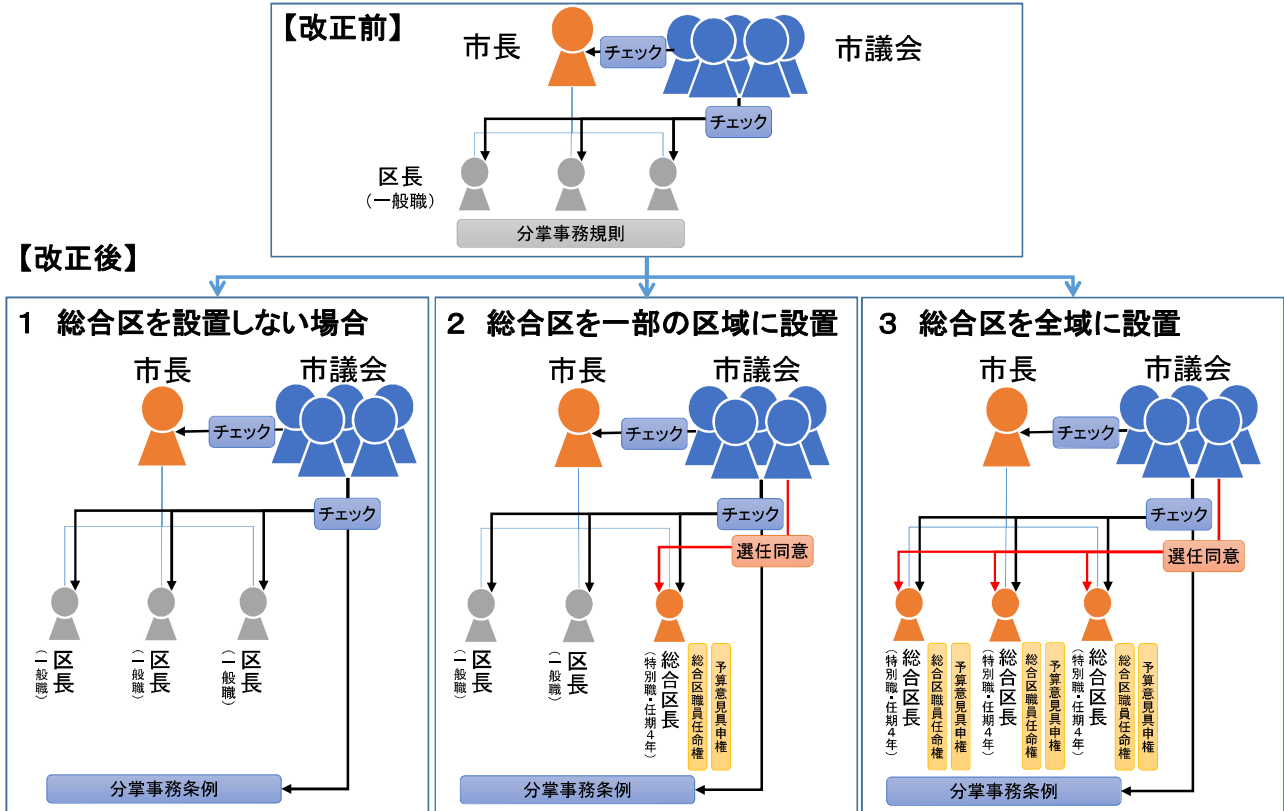
①地域拠点

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 7月14日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
59		市民サービスセンター	職員（人数・質・量）	職員の増減、配置案は示されているが、将来的な配置、数の考えについて	効率や削減と市民サービスの増加を考えると再配置が必要と考えるが伺う。	再編の条件として「市民サービスは低下させない」が示されているため、SCについても現行どおりの配置とするが、将来的には取扱件数や地域のニーズを把握する中で不断の見直しを行っていく。	市民部	自民党
60		市民サービスセンター	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・No.7に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
61		市民サービスセンター	区長の権限	明確な当局提案がない。		・No.10に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
62		市民サービスセンター	職員	業務取扱が多い個所は良いが業務取扱が少ない個所は人員を削減できないか。			市民部	公明党
63		市民サービスセンター	メリットの増	何がメリットの増になるか分からない。説明してほしい。		・現在と変更はなく、サービスを現状維持していく。 ・現状の103業務は区役所を含む全取扱件数（500業務）の約80%を取り扱うことができ、サービス体制は十分に整っている。	市民部	公明党
64		市民サービスセンター	現行課題への対応	何が現行の課題か示してほしい。			市民部	公明党
65		地域拠点の削減効果	名称（再編後）	市民サービスセンターの名前は残らなくても良い。		・名称は存続していく考え。	市民部	公明党
66		地域拠点の削減効果	予算のあり方	明確な当局提案がない。		・No.7に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
67		地域拠点の削減効果	区長の権限	明確な当局提案がない。		・No.10に同じ	区再編推進事業本部	市民クラブ
68		地域拠点の削減効果	職員（数・削減額）	協働センターと市民サービスセンターが統合された場合、職員は削減できるか。		・業務内容が異なるため、職員数に変更はない。	総務部 市民部	公明党

総合区の設置について



(参考) 総合区と区の比較

	総合区	区	(参考) 東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり